

～人と動物のより良い関係をめざして～

「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」 が制定されました（令和4年4月施行）



条例制定の目的

動物は、飼い主にとって家族の一員として生活に潤いを与えてくれると同時に、命の大切さを教えてくれるかけがえのない存在です。

一方で、人による動物への虐待や遺棄、不適正な飼い方による人への迷惑行為なども問題視されているところです。

そこで、県では、人と動物がより良い関係で暮らしていける地域社会をつくることを目的に、「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

条例のポイント

関係者の責務や役割について

県、市町、県民、飼い主、獣医師会、動物取扱業者の責務や役割を規定しました

県が推進する施策について

- ・動物の愛護や正しい取扱いについて、**県民への普及啓発**を行います
- ・収容した犬猫の殺処分がなくなることをめざして、**返還や譲渡を推進**します
- ・市町や獣医師会、ボランティアなど、**多様な主体と連携**し、施策を推進します

動物の飼い主が遵守しなければならない事項をさだめました。

1 最後まで適切に飼う



2 迷惑をかけない



3 増やしすぎない



4 所有者明示する

首輪・マイクロチップをつける!



5 逃がさない



6 災害に備える



犬 放し飼いにしない



猫 家の中で飼う

外は猫にとって危険がいっぱいです。近隣に迷惑をかけないためにも家の中で飼うようにしましょう。



飼う「前」に考えましょう



飼い主は可愛がっているつもりでも、正しい飼い方を理解し、実践できていなければ、近所に迷惑をかけたり、人に危害を加えるおそれもあり、動物にとっても、人にとっても不幸なこととなってしまいます。ペットを飼うのは、家族が一人増えるのと同じです。動物が死ぬまでの間、命に対する愛情と責任をもって、最後まで飼うことができるだけの知識、時間、金銭的な余裕はありますか？

動物の一般的な寿命

犬や猫
約15年

大型のオウム
約50年



❗ 違反した場合、10万円以下の罰金に処されることがあります

以下の場合、飼い主さんは届出が必要です

犬や猫を合わせて6頭以上飼う場合 保健所等への届出が必要です

(91日齢未満の犬猫を除く)



届け出ない場合、5万円以下の過料に処されることがあります

飼い犬が人をかんだ場合

保健所等の届出及び、犬が狂犬病などにかかっていないかどうかについて獣医師の診断を受けさせることが必要です

届け出ない場合、5万円以下の罰金または料りに処されることがあります

